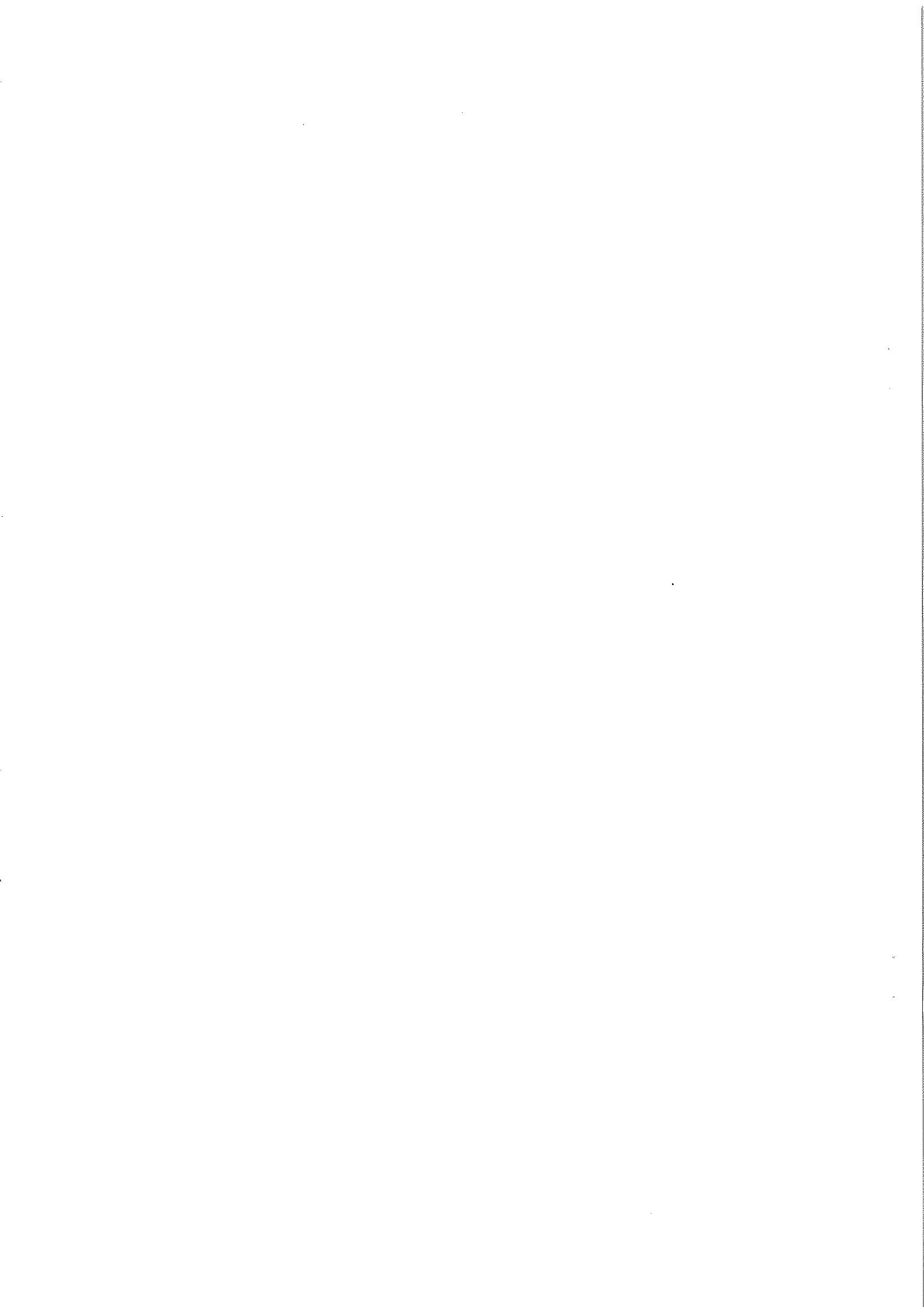


平成30年度事業計画書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

社会福祉法人山辺町社会福祉協議会



平成30年度運営について（案）

I. 基本方針

少子・高齢社会の一層の進展や人口減少並びに核家族化等に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの脆弱化が叫ばれております。その中でも地域における生活困窮・虐待・ひきこもり・消費者被害・人間関係など、地域からの孤立を起因とする、様々な生活課題を一人で複合的に抱え深刻化していく問題を包括的にとらえ、問題の掘り起しや継続に繋がる支援が必要となってまいります。

多様化・複雑化する地域のニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要であります。その中で社会福祉協議会は既存の制度の対象とならない「制度の谷間」にいる方だけに目を向けるのではなく、「縦割り福祉の谷間」の問題にも対応できるよう、「横つながりの福祉」を構築し、様々なサービスに対応していくことが求められています。

平成29年度には、山辺町社会福祉協議会が果たしている役割の「見せる化」することに努め、地域での支え合い及び、つながりの場づくりの強化、またその啓発・広報事業に力を入れてまいりました。

平成30年度は、新たに地域包括支援センターをはじめとする5事業を受託し運営してまいります。

包括支援センター業務のみならず、地域包括ケアシステム事業を運営することで、医療・介護・予防・生活支援等一体的に活動を行い、高齢者の地域生活を支援し、将来的には高齢者・障がい者・子供など全ての町民が生きがいとともに創り、高め合う地域共生社会の実現に寄与したいと考えております。

また、住民が地域でいきいきと安心して生活するために、山辺町が策定した「地域福祉計画」をより効果的に推進を図るため「第1次地域福祉活動計画」を策定します。福祉推進員や福祉関係団体の活動課題を明確にし、問題解決に向けた実践的な計画とします。

以上のような基本方針をもとに、山辺町社会福祉協議会は、住民との「信頼」関係を基盤として住民一人ひとりの幸せを願い、以下の目標にそって、その実現に向けて努めてまいります。

II. 重点項目

1. 包括的支援事業の推進
2. 第1次地域福祉活動計画の策定
3. 介護予防事業の推進
4. 生活困窮・社会的孤立者へ継続支援の実施と、複合的問題の掘り起し
5. 地域における「新たな支え合い」（共助）の確立

1. 地域・在宅福祉活動の推進

項 目	項 目 の 概 要
(1)小地域ネットワーク活動 (各地区福祉推進員会)	<p>高齢者の抱える問題に対応し、関係機関団体と連携を図り、在宅福祉サービス活動を推進する。</p> <p>①在宅支援ネットワーク（高齢者への見守り等） ②民生委員児童委員と協力し、情報交換及び訪問等の活動 ③高齢者ふれあいお茶のみサロンの開催 ④ミニお茶のみサロンの開催 ⑤各地区福祉推進員への指導・支援 30年度改選地区・・・大寺地区 ⑥福祉推進員会会長会議</p>
(2)雪下ろし助成金事業	<p>雪下ろし等の作業が必要であるが、高齢により自力で雪下ろし等が出来ない世帯でかつ、家族・親族等においての支援・援助の無い世帯を対象。</p> <p>助成額:上限 10,000 円(山間部は2回まで申請可能)</p>
(3)「やまのべ福祉のつどい」 の開催	<p>誰もが安心して心豊かに暮らせる、「ともに生きる」地域づくりを目指して開催し、併せて関係者の功績を讃え表彰を行う。</p>
(4)銀齡のつどい (単身高齢者交流会)	<p>単身で生活されている高齢者の方々の、相互の親睦を図ると共に、生きがいを見出す足がかりになる事を目的とする。</p> <p>対象者：70歳以上の単身高齢者世帯 (介護保険サービス等を受けていない方)</p>
(5)配食サービス	<p>山辺高等学校食物科生徒による単身高齢者世帯(65歳以上)へのお弁当配食サービス。</p> <p>年2回(5月・11月予定)</p>
(6)結婚支援事業 (山辺町結婚支援センター)	<p>山辺町の人口減少・少子化対策の観点から、会員登録制にてリストを作成。その他、団体でのイベントを定期的実施し、登録を呼びかける。</p>
(7)手話教室	<p>地域の聴覚障がい者の方に手話で伝え合い、日常会話の楽しさを知ることがを目的とする。</p> <p>受講対象者：手話初心者で18歳以上の町内在住者 受講期間：平成30年5月～平成31年3月 毎週水(全40回) ※定員10名(先着順) 場所・時間：山辺町中央公民館 午後7時～8時半まで 受講料：5,240円(内テキスト代3,240円)</p>

項 目	項 目 の 概 要
(8) 無料法律相談所の開設	<p>弁護士による金銭貸借・悪徳商法・遺産相続等の法律に関する相談を実施する。</p> <p>① 山形県地域包括ケア総合推進センターと共催 ・・・年1回</p> <p>② 山形県弁護士会より派遣・・・・・・・・年2回</p>
(9) ホームページ管理事業	<p>頻度の高い更新管理を行い、必要な方に必要な福祉情報が届くよう、福祉を取り巻く動向や各サービスを発信する事により、町民からの情報と支持を得る。</p>
(10) 第1次山辺町地域福祉活動計画の策定	<p>住民・ボランティア・社会福祉関係団体等と協力・協働し、地域での支え合い・助け合い活動を総合的に展開するための指針とする。</p> <p>策定の為の委員会を置き、6月から2月まで計4回の策定委員会を予定。</p>

2. ボランティア活動の普及と福祉活動の啓発

項 目	項 目 の 概 要
(1) ボランティアセンターの運営事業	<p>ボランティアへの情報提供及び活動を支援する為、地域福祉活動の啓発と活動育成を推進する。</p> <p>① 登録及びマッチング対応</p> <p>② 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施</p> <p>③ 災害ボランティア登録の呼びかけ</p> <p>④ 登録ボランティアの養成講座の開催</p> <p>⑤ 「村山ボランティアの輪」連絡会への参加</p> <p>⑥ ボランティア保険への加入</p> <p>⑦ 手話事職員養成講座の開催</p>
(2) 広報活動の充実強化	<p>社協広報誌にて、活動・事業等を広報・・・年4回</p>
(3) 困窮者相談及び生活相談と支援活動の資質向上 (各関係機関及び団体との連携強化)	<p>生活困窮者自立支援制度において、担当者の相談対応の専門性を高めるため、行政機関及び受託団体との密接な連携を図り、一人一人の生活が尊重される地域づくりに推進する。</p> <p>① 市町村相談事業研究協議会への参加</p> <p>② 村山ブロック心配ごと相談員研究協議会への参加 (30年度当番社協・・・村山市)</p> <p>③ 心配ごと相談所開設(毎月第三火曜日)</p> <p>④ 生活相談支援センター支援調整会議への参加 (2ヶ月に1回開催)</p>

3. 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

項 目	項 目 の 概 要
(1)各団体等の健全な育成及び支援	<p>関係諸団体等との連携を深め、それぞれの団体が自主的に企画・実施するために、事業が適切に運営出来るよう必要な改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 老人クラブ連合会・遺族会・身体障害者福祉協会・手をつなぐ育成会への支援 ② 身体障害者福祉協会グラウンドゴルフ大会 ③ 老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会 ④ 町遺族会戦没者追悼式 ⑤ 第32回山辺町老人レクリエーション大会 ⑥ 身体障害者福祉協会「町長のお話をお聞きする会」
(2)社会福祉関係大会への参加	<ul style="list-style-type: none"> ① 県身体障がい者福祉大会 ② 県障がい者スポーツ大会 ③ 県老人福祉大会 ④ 県戦没者追悼式・県戦没者遺族大会 ⑤ 県民福祉大会 ⑥ 手をつなぐ育成会県民大会

4. 在宅福祉サービス利用援助事業

項 目	項 目 の 概 要
(1)生活安定資金貸付事業	<p>要支援世帯対策として、低所得による生活困窮世帯等の自立更生を目指し、緊急時の生活資金として貸付事業を効果的かつ適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貸付限度額・・・10万円以内 ②償還期間・・・12ヶ月以内 ③貸付利子・・・無利子 ④連帯保証人・・・1名 ⑤対 象 者・・・低所得かつ生活困窮世帯で、他から必要な援助又は融資を受けることが困難な世帯
(2)車椅子の貸与事業	<p>貸出期間を3カ月以内とし、一時的に必要と思われる方に無料で貸し出しを行う。</p>

5. 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動事業

項 目	項 目 の 概 要
(1) 赤い羽根共同募金事業	<p>共同募金に対する町民の理解と参加意識を深め、ご協力いただいた募金を広域的な社会福祉事業や、地域のふれあいサロン活動等に配分して活用する。</p> <p>①戸別募金・個人募金・街頭募金の推進 ②職域募金・法人募金等、大口募金の協力依頼 ③テーマ型募金の実施</p>
(2) 歳末たすけあい運動事業	<p>町民の皆様からご協力いただいた募金は、民生委員児童委員・関係機関等との十分な検討会議を行い、配分対象者の選定等については、適正かつ公平な配分が出来るよう努める。</p> <p>また、対象申請方法についても検討を図る。</p>

6. 実習に係わる受託事業

項 目	項 目 の 概 要
(1) 訪問介護事業所への介護実習	<p>本事業所の訪問介護員と同行訪問し、専門的な技術・知識等を経験・習得するための介護実習。 (山辺高等学校福祉課生徒を実習受入れ予定)</p>
(2) 障がい者自立支援センター「あおぞら」への実習	<p>特別支援学校・山辺中学校校外学習・養護学校等を受入れ予定。</p>

7. 公益事業及び社会福祉事業

項 目	項 目 の 概 要
(1) 居宅介護支援事業	<p>介護認定を受けた方が在宅で生活する為に、本人や家族の依頼を受け、希望に沿った在宅サービスを介護状態に応じて、支給限度額と利用者負担等を考慮し「居宅サービス計画」を作成する。</p> <p>又この事業は、介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格を有する職員が対応する。</p>

項 目	項 目 の 概 要
(2) 訪問介護事業	<p>【訪問介護】</p> <p>利用者が可能な限り、自立した在宅生活を営む事が出来るよう、入浴・排泄・食事介助やその他生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>又、本人が時間内で希望される、質の高いサービスを目指して体制づくりを確立する。</p> <p>【予防訪問介護】</p> <p>要支援1・2の方に対しその居宅において、所定の研修を修了した訪問介護員により、入浴・排泄・食事等の身体介護、料理・洗濯・掃除等の生活援助、その他必要な相談・助言を行い、要介護者等の自立の為の援助を行う。</p>
(3) 指定居宅介護事業	<p>障がいのある方に対し、居宅において介護・家事等、生活全般にわたる援助(ホームヘルプサービス)を行う。</p>
(4) 障がい者自立支援センター「あおぞら」 (就労継続支援B型)	<p>①利用者の自立と社会活動への参加を促進する為に、通所による就労や生産活動の機会を提供すると共に、一般就労に必要な知識、能力が高まった方については、一般就労等への移行に向けて支援する。</p> <p>②個別支援計画に基づき、利用者に対し必要なサービスを行う。</p> <p>③外部第三者委員会の開催</p>

8. 法人の管理運営に関する事業

項 目	項 目 の 概 要
(1) 法人の管理運営	<p>①正副会長会議の開催 (随時)</p> <p>②理事会の開催</p> <p>③評議員会の開催</p> <p>④監査(事業・法人会計経理に関する監査)</p> <p>⑤重要文書等保管管理の適正化及び、個人情報 の保管強化</p> <p>⑥指導訪問監査(会計帳簿の作成に係わる支援 指導等・・・年4回)</p> <p>⑦評議員選任・解任委員会の開催 (随時)</p>

項 目	項 目 の 概 要
(2) 自主財源の確保 (山辺町社会福祉協議会会費)	<p>温かく、厚みのある福祉サービス提供の体制確立を目指し、社協活動の現状において、町民から広く理解と協力が得られるように努め、健全な自主財源の確保に努力する。</p> <p>一般会員会費・・・(一世帯700円)</p>
(3) 事務局体制の資質強化	<p>①社協トップセミナー及び役職員研修会等への参加</p> <p>②村山ブロック役職員研修会への参加 (30年度当番社協・・・山形市)</p> <p>③西村山管内・山辺町・中山町社協連絡会議への参加 (30年度当番社協・・・大江町)</p> <p>④市町村事務局長会議への参加</p> <p>⑤生活困窮者自立支援・生活福祉資金・共同募金・ボランティア等の担当者会議への参加</p> <p>⑥遺族会・老人クラブ等の団体に係わるセミナーへの参加</p> <p>⑦介護支援専門員・訪問介護員会議及び研修会への参加</p> <p>⑧障がい者自立支援センター「あおぞら」指導員会議への参加</p> <p>⑨事務分掌及び協力体制の明確化</p> <p>⑩事務業務の点検と見直し</p> <p>⑪職員の資質向上の為に、積極的なセミナー・講習会・会議への参加</p>

9. 受託事業

項 目	項 目 の 概 要
(1) 生活福祉資金貸付事業 【県社協より受託】	<p>低所得による生活困窮者世帯や、障がい者世帯などの経済的自立と生活及び精神的安定を目指し、町社協が窓口となり無利子又は低利子で貸付を行う。</p>
(2) 福祉サービス利用援助事業 【県社協より受託】	<p>各種福祉サービス利用手続き等の援助や日常的な金銭管理、大切な証書や印鑑等の預かりを支援する事を目的に行なう。</p> <p>対象者：高齢者や障がいのある方で、自らの判断能力に不安のある方</p> <p>利用料：1回 1,500円【生活保護を受けている方は無料】</p>

項 目	項 目 の 概 要
(3) 暮らし支援員サービス提供事業 【町より受託】	<p>要支援1・2ではあるが、介護保険が適用外の方を対象に、軽易な日常生活上の支援をおこない、自立した生活ができるようになる事を目的とする。</p>
(4) 地域包括支援センター運営事業 【町より受託】 ※平成30年4月1日から受託予定	<p>住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる、働ける人は働ける環境を作り上げるため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される事を目的とする。</p> <p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ①包括支援センター業務 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・個別地域ケア会議 ・包括的、継続的ケアマネジメント ・介護予防ケアマネジメント ②成年後見制度利用支援 ③自立支援型地域ケア会議 ④福祉用具住宅改修理由書作成 ⑤認定調査業務
(5) 在宅医療・介護連携事業 【町より受託】 ※平成30年4月1日から受託予定	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する。</p> <p><主な業務></p> <p>在宅医療と介護の連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護等の情報の収集及び活用 ・連携会議の運営 ・一体的な提供体制の構築 ・関係者間の情報共有の支援 ・研修会の実施 ・普及啓発

項 目	項 目 の 概 要
<p>(6) 生活支援体制整備事業 【町より受託】 ※平成 30 年 4 月 1 日から受託予定</p>	<p>単身や夫婦のみの高齢者世帯等が増加する中、医療・介護のサービスのみならず、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。</p> <p><主な業務></p> <p>①生活支援隊整備事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置と運営 ・生活支援コーディネーター協議体の運営 <p>②介護相談員の派遣</p>
<p>(7) 認知症総合支援事業 (認知症初期集中支援チーム) 【町より受託】 ※平成 30 年 4 月 1 日から受託予定</p>	<p>保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者による、認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援。その他の認知症である又は、その疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う。</p> <p><主な業務></p> <p>①初期集中支援チーム総括</p> <p>②認知症地域支援推進員</p> <p>③認知症サポート養成講座(キャラバンメイト)</p> <p>④認知症カフェ(きらりカフェ)</p>
<p>(8) 介護予防事業 【町より受託】 ※平成 30 年 4 月 1 日から受託予定</p>	<p>高齢者が要介護状態等となる事の予防、又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行う。</p> <p><主な業務></p> <p>①いきいき教室 (H29～実施済み)</p> <p>②たっしゅで長生き大学</p> <p>③いきいき100歳体操</p> <p>④基本チェックリスト</p>

